

教職員の多忙化解消に向けて【提言R3】

令和3年2月10日 教職員の多忙化解消に向けた協議会

昨春以降、新型コロナウイルスの拡大に伴い、学校教育を取り巻く状況は劇的な変化の時を迎えているが、ニューノーマルの時代にあっても、これまで進めてきた働き方改革の歩みを止めることなく、引き続き推進していく必要がある。
このため、令和3年度以降、特に取り組むべき方向性について、以下提言する。

第1 適正な勤務時間の記録と活用による業務改善に向けて

在校等時間に係る市町村立・県立全校調査(令和2年10月)によると、概して長時間勤務は改善傾向にあると捉えられるが、個別の状況で見ると、懸念される教職員や学校等が一定数見受けられる。

県が作成した「在校等時間記録ファイル」の各種機能等を活用するなど、客観的な勤務時間の記録と分析をベースとして、業務の従事時間に係る「量」のみならず、その内容の「質」にも着目しながら働き方を振り返り、長時間勤務の一層の改善につなげていく必要がある。

【取り組むべき方向性等】

- | | |
|-------|---|
| 教育委員会 | <ol style="list-style-type: none">(1) 在校等時間に係る調査結果について、様々な観点から分析を進め、その結果を各学校にフィードバックすること。(2) 県教育委員会が作成した「在校等時間記録ファイル」について、適正な記録に向けての必要な改修を行うこと。また、教職員が自らの働き方を振り返り、分析するための新たなツール等についても導入を検討すること。(3) 時間外勤務における、いわゆる「除外時間」の取扱いについて、各学校及び教職員に対して改めて周知を図るとともに、事例を蓄積しながら、県教育委員会から可能な限り「除外時間」の具体例を示していくこと。 |
| 学 校 | <ol style="list-style-type: none">(1) 管理職は、各教職員の勤務状況を把握・分析し、課題を共有した上で、学校全体の業務改善と効率化に向けた取組を推進すること。(2) 教職員一人一人が自らの働き方を振り返り、学校における働き方改革の目的と意義を踏まえながら、業務改善に向けた取組を進めること。(3) 「除外時間」と考えられる内容について、年度当初に職員全員で共有する場を設ける等、勤務時間の適正な記録と把握に努めること。 |

第2 ICT活用による業務改善に向けて

国のGIGAスクール構想推進に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の状況を踏まえて、学校教育へのICT機器導入が急速に進められている。また、国の方針としても示されたとおり、学校・保護者等間の連絡手段について、デジタル化の推進が求められている。

一人一台端末の整備は、児童生徒の学びの充実に向けた活用はもちろん、学校における業務の効率化・省力化に向けても大きな契機となることが期待される。

【取り組むべき方向性等】

- | | |
|-------|---|
| 教育委員会 | <ol style="list-style-type: none">(1) 学校や教職員の負担軽減に向け、紙媒体による調査・照会や開催する会議等について、電子化・オンライン化を積極的に進めること。(2) 学校における業務の効率化・省力化に資するツール等について、県教育委員会を中心にその開発を進めること。 |
| 学 校 | <ol style="list-style-type: none">(1) 既存の電子メール配信と併せ、保護者・家庭に対する調査や連絡手段の電子化・オンライン化を進めること。(2) 各種の業務や校内外で行う会議等について、電子化・オンライン化が可能なものを検討すること。 |

第3 部活動の適正化に向けて

令和2年9月に実施された部活動実態調査によれば、週休日の平均活動時間は、中学校、高等学校共に上限目安である3時間を上回っており、高等学校については、部ごとの活動時間に大きな差が見られることに留意が必要である。現状の課題を踏まえ、「群馬県部活動運営の在り方検討委員会」において、各学校関係団体や競技団体等が主催する事業の在り方、大会引率の在り方、学校の小規模化や生徒数・教員数の減少を踏まえた適正な部活動数等について検討を進めるとともに、国の部活動改革の動向や本県の状況を踏まえつつ、関係団体と連携しながら、部活動を取り巻く環境整備に取り組んでいく必要がある。

【取り組むべき方向性等】

- | | |
|-------|--|
| 教育委員会 | <ol style="list-style-type: none">(1) 教育委員会や各種スポーツ競技団体、文化団体等が主催・後援する行事等の精選について、関係機関と連携しながら検討を進めること。(2) 部活動改革の方向性については、国が示す「休日の部活動の段階的な地域移行」等の具体的方策等も踏まえ、関係者で共通理解を図るとともに、環境の整備にも連携して取り組むこと。(3) 大会引率に係る教員の負担軽減に向けた方策の検討を進めること。 |
| 学 校 | <ol style="list-style-type: none">(1) 中学校においては、学校の小規模化や生徒数・教員数の減少を踏まえ、適正な部活動数について検討を進めること。(2) 高等学校においては、活動時間が恒常的に長くなっている部活動に係る対応等について、関係者と連携の上、検討を進めること。 |

第4 労働安全衛生管理体制の整備・充実に向けて

市町村立学校の労働安全衛生管理体制については着実に整備が進んでいるものの、未整備の市町村もある。また、体制は整備されているものの、その機能が十分に活用されていないケースも見受けられる。

【取り組むべき方向性等】

- | | |
|-------|---|
| 教育委員会 | <ol style="list-style-type: none">(1) 面接指導体制が未整備の市町村については、早急に体制整備を進めること。(2) 整備した労働安全衛生管理体制の制度周知を図り、適切な運営に努めるとともに、学校に対し、ストレスチェックの実施のみならず、職場環境の改善に向けた集団分析結果の活用を支援すること。 |
| 学 校 | <ol style="list-style-type: none">(1) 医師等による面接指導及び事後措置の実施など、教職員の心身の健康の保持増進と不調の未然防止に努めること。(2) 働きやすい職場環境づくりに向けて、定期的に衛生委員会等を開催し、職場の安全衛生に係る現状の検証と改善に向けた具体的な取組を検討すること。 |